

第4章 ドイツの公共図書館

1. 公共図書館の位置付けと機能

1. 地方制度と公共図書館の法的・制度的な位置付け

(1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について

ドイツ連邦共和国は、第二次世界大戦後、中央集権的な国家体制の再興を防ぐために、権力が分散した政治構造をとっている。独立性が強い州が 16 あり、その州の下に郡と市町村がある。地方自治の度合いが非常に強く、文化行政や教育行政に関しては州政府の管轄となっている。

(2) 地方制度の段階(層構造)と、公共図書館のネットワークについて

ドイツには、公共図書館に関する連邦レベルの法律は存在せず、公共図書館の設置は、州法によって定められている。また、公共図書館の設置義務や運営方針、財政についても、連邦レベルでの統一はみられない。連邦思想が強いため、国立中央図書館も存在せず、複数の国立図書館が全国書誌などの作業を分担している。国立図書館は、ライプツィヒ、フランクフルト、ベルリンの 3 箇所にあるが、その国立図書館と地域の公共図書館との直接関係もない。

したがって、地方制度の層構造と公共図書館のネットワーク、システムの層構造とは必ずしも対応していないといえる。『93 年図書館』では、需要に対応して個々の図書館が主に果たすべき 4 つのレベル(機能段階)が示されている。すなわち、(1) 基礎的需要、(2) 高度の需要、(3) 専門的需要、(4) 高度の専門的需要、である。各図書館はどれか一つの機能段階に属し、特定の課題を帯びる。図書館ネットワークは、この 4 種の図書館機能をもとにした構築が目標とされている。

現在は、公共図書館は図書館ごとに多様な活動を展開している状況である。

ドイツには、日本のような「学校図書館法」がなく、学校図書館がいまだに制度化されていないため、学校内に公共図書館を設置することも見受けられる。大学図書館とのあいだにも制度上の壁があまりなく、ゲッティンゲン、ケルンなどのように公共図書館がそのまま大学図書館

ドイツ連邦共和国の州



出典：竹下譲監修『新版 世界の地方自治制度』イマジン出版,2002

という場合も見られる。公共図書館と大学図書館の図書館協力は比較的活発になされており、資料相互貸借も行われている。

また、人口 2 万人程度のところでは、比較的緊密な図書館ネットワークが組織されている。

(3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系と設置運営主体について

(2)に記したとおり、ドイツの文化行政は地方分権化しており（地方自治体の文化自治）、連邦文化省のようなものは存在しない。図書館に関する連邦レベルの法律は存在せず、図書館の設置は州法によって定められている。また、公共図書館の設置義務や運営方針、財政についても、連邦レベルでの統一はみられない。

公共図書館の設置および運営は、多くの場合、地方自治体の文化予算と州の奨励金によって行われる。ほかに新旧教会（主に人口の少ない地域）と会社組織等による私立の公共図書館もある。

(4) 公共図書館に対する国家レベルの体制と方針について

全国の公共図書館の調整役および補佐役としては「ドイツ図書館研究所」(Deutsches Bibliotheksinstitut: DBI) が存在していたが、財政的な圧迫から 1999 年に閉鎖に追い込まれた。受託研究やプロジェクトの立案など多くのサービスは廃止されたが、必要性の高いものは他機関への移管や新設の中央機関への継承が図られている。たとえば、DBI で構築されてきた雑誌データベース (ZDB) は、現在、プロイセン文化財団ベルリン国立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin – Preussischer Kulturbesitz) の管理下に移されており、データ作成の規格統一はドイツ図書館 (Die Deutsche Bibliothek) の責務となった。文献提供サービス (SUBITO) の運用は、1999 年 12 月に民間の SUBITO 協力機構 (SUBITO – Arbeitsgemeinschaft) に移された。[三浦 2000]

州文化相常設会議では、「ドイツ図書館研究所 (DBI)」の廃止にともない、新たな中央機関をプロイセン文化財団の中に設立して、国レベルの公共図書館振興に関する方策を立案する機能を持たせることに合意している。役割としては、国内の図書館に対する情報提供、EU 参加国との図書館問題の調整、国際協力の促進が期待されている。

このほか、統合ドイツにおける後継組織である「ドイツ図書館連盟全国連合」(BDB) が、国レベルの公共図書館振興に関して一定の役割を果たしている。この機関は、旧西ドイツの「ドイツ図書館連盟」「ノルトライン・ヴェストファーレン州図書館連盟」「専門図書館研究会」「ドイツ司書協会」「学術図書館・図書館学士協会」「公共図書館司書協会」の代表により、1993 年にライプツィヒでの「第 5 回ドイツ図書館会議」で『93 年図書館 (Bibliotheken '93)』を発表した。これが現代ドイツの公共図書館を大きく方向付けている。

一方、国立中央図書館もドイツには存在しない。国立中央図書館の設置は、ドイツの連邦制度に適さないと考えられているからである。統合前のドイツには、2 館の国立図書館があり、東ドイツのライプツィヒにドイツ・ビューヘライ (Deutsche Bücherei)、西ドイツのフランクフルトにドイツ・ビブリオテーク (Deutsche Bibliothek) があった。いずれも、全国の書籍などの収集・保存につとめ、全国書誌を出版していた。統合後のドイツでは、「ドイツ図書館」(Die Deutsche Bibliothek) の名称のもとに 3 つの国立図書館が存在している。ライプツィヒのドイツ・ビューヘライ、フランクフルトのドイツ・ビブリオテーク、そして、ベルリンのドイツ音楽資料館 (Deutsches Musikarchiv) である。ドイツ音楽資料館は、音楽資料の収集をその主な役割としている。ドイツ国内の出版物などは、ライプツィヒとフランクフルトの 2 つの図書館で保存されている。また、全国書誌は 3 館の協力のもと作成される。ほかに、ケルンの医学中央図書館 (ZBM)、キールの経済学中央図書館 (ZBW) などが、連邦政府の財政支援を受けて専門中央図書館として活動しているが、一般利用者はサービスに対して対価を払う必要がある。これらの国立図書館と地方の公共図書館との間には、制度的に直接的な結びつきはない。[トゥン 1998 = 1999: 12-15]

2. 公共図書館の数

(5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数（分館・サービス拠点を含む）について

公立図書館は、地域行政全体で 5,788 館（州立と市町村立）、うち市町村立図書館が 4,981 館存在する。

教会立などの図書館数は以下のようにになっている。(以下、表の注に「DBS」とあるのは「ドイツ図書館統計 2003」からのデータである。P.145 参照)

公共図書館数 (2003 年) (単位: 館)	
区分	図書館数
地域行政府立の図書館	5,788
うち市町村立図書館	4,981
カトリック教会立図書館	3,794
プロテスタント教会立図書館	893
その他の経営母体の図書館	109
計	10,584

注: 2003 年 12 月 31 日時点。[DBS 2003: 3]

(6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について

現在のところ、地方自治制度の段階別公共図書館設置率について数値を示す資料は存在しない。ただし、自治体数は 1999 年末で 13,854 であり、市町村立図書館数 4,981 館から単純計算すれば、設置率は 36.7% となる。

(7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について

複数のレベルにまたがる図書館ネットワーク、地域的ネットワーク、コンソーシアム等については、先に述べたとおりである。

3. 公共図書館サービスの基本理念、原則について

(8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況

1998 年当時の概観であるが、ドイツの公共図書館像は、建物は現代的であっても、利用者にとって情報センターと強く印象づけられてはおらず、レファレンス資料、情報資料とも不十分で、貸出図書館としての存在感があまりない。例外的な場合を除いて、公共図書館は市町村において情報提供を行う役割を十分に果たしているとはいえない。[トゥン 1998 = 1999: 6]

(9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について

公共図書館は、公的機関（市町村行政府、教会、州政府）によって財源が確保されていること、そのコレクションやサービスがすべての人の役に立つこと、また誰もがそれらを利用できること、利用を望む人が利用できる開館時間であること、の 4 点において、「公」的性格をもつとされる。[トゥン 1998 = 1999: 4]

(10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて

連邦と州は 1990 年代から、著作権利用会社 (WORT) に「図書館印税」を支払う図書館制度を奨励している。この制度は、公立、教会、および私立の公共図書館での書籍の利用について、出版社と著作者の要求が概算で精算される。個々の図書館におけるすべての貸出手続きを完全に把握することは不可能であるため、一括支払いの額のための拠りどころとなる代表的な個別調査だけが行われる。その他、録音媒体の貸出のための取り決めは、音楽演奏・技術複製権会社 (GEMA) によって、美術利用とスライド・映画・ビデオのための取り決めは、映像芸術著作権利用会社 (VG BILD-KUNST) によって、協定されている。こういった取り決めにより、これまでのところ公共図書館における無償のメディア利用が確保されている。また、州と連邦は、著作権法上保護された著作のコピーから生じる請求を一括して支払っているため、図書館設置者たる自治体と教会は、支払い義務を免除されている。[Busse et al. 1999]

(11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作者への配慮について

(10)を参照のこと。

(12) 個々の公共図書館の使命（ミッション・ステートメント）について

4～5年前からミッション・ステートメントを公表している公共図書館があるが、各図書館の個別のイニシアティブでやっているの、一般化しているわけではない。ネットで公開している例としては、ウルム市立図書館、ヴェルツブルク市立図書館などがある。ヴェルツブルク市立図書館の記述では、「全ての市民のための資料を集める」とあるが、起業支援、就職支援のための情報提供については明記されていない。

〈参考〉

- ・ウルム市立図書館・未来へ向けた 13 のテーゼ（13 Thesen zur Zukunft der Stadtbibliothek Ulm）
<http://www.stadtbibliothek.ulm.de/spezial/thesen/thesen1.htm>
- ・ヴェルツブルク市立図書館の使命（Die Ziele der Stadtbücherei Würzburg）
<http://www.wuerzburg.de/buerger/kultur/buecherei/wir/motto/404,1844.html>

(13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて

アンケート調査のようなことは、どんな小さな図書館でも定期的に行っているようである。複数の図書館による調査や、図書館に限らず、異なる種類の施設（文化施設など）色々な施設を含めた共同のニーズ調査もなされている。

たとえば、ケルン市立図書館では、企業に出向いて、企業のニーズを直接聞く、ということがある。こうしたニーズ調査には一定の規則があるわけではなく、各図書館で独自のやり方をとっている。

2. 公共図書館の運営・経営の体制

1. 設立主体と運営主体の状況と管理運営・経営の責任体制と経費負担

(14) 公共図書館の整備や運営費の負担について

公共図書館支援に主導的な役割を果たしているのは、市町村行政府および教会であり、公共図書館活動はこれらの団体の任意事務に属している。つまり、公共図書館に関する権限は、設置を含め、最小の行政単位である市町村が持つ。一般の公共図書館では、基本的には各図書館のおかれている地方公共団体が資金を出し、上部の自治体が出すのは例外的である。市町村の財政が小規模な地方では、上位レベルの地方行政府が、単独でもしくは協力して財政支援を行っている。ただし、負担割合などの詳細は不明である。

教会（主にローマカトリック）が設置する公共図書館は、人口が比較的少ない地方におけるサービスを補完・実現しているが、きわめて小規模である。資金は、運営する教会が出資する。そこには教会税による収入も含まれる。

地域行政府の財政状況悪化のため、公共図書館は 1990 年代後半から予算を厳しくカットされ続けており、利用無料の原則を放棄し、年間登録料などを課しているところが多い。年間登録料は、州や各図書館においてばらつきが相当ある。登録料金を徴収している図書館には、児童、学生に対し割引または無料という処置を施しているところが多い。利用料金は、各図書館の運営費に充てられている。[横室 2001 ほか]

特別なプロジェクトに対しては上部の公共団体から出資されることがある（たとえばハンブルクの図書館には地域の図書館の書誌データを共有できる総合目録プロジェクトのための資金が州から提供されている）。こうしたプロジェクトは不定期なもので、分担出資の状況も把握しにくい。

(15) 図書館の建設整備に PFI など、民間資金活用の試みについて

公共図書館の直接の設置者および維持者は、概して市町村であるが、特徴的な存在として、財団法人による経営（ベルリンとハンブルク）、有限会社による経営（ギュータースローとシュリースハイム）がある。

「ハンブルク公共図書館」は、伝統的には、私法的財団法人のステータスを持っているが、しかし都市州ハンブルクの支援を受けている。1995 年にベルリンにおいて、アメリカ記念図書館（AGB）とベルリン市立図書館が合体して、「ベルリン中央州立図書館」という名の公法的財団法人となった。両図書館の管理は以後そ

それぞれの図書館長に、財団の管理は総館長とその他の組織（財団評議会、議長、諮問委員会）に委ねられている。

ギュータースローにおいては1979年、市とベルテルスマン出版株式会社財団法人との契約に基づき、「ギュータースロー市立図書館・有限会社」が設立された。現在の市立図書館はその中に組み込まれている。51%ないし49%関与する共同出資者として、市とベルテルスマン財団が協力関係にある。ベルテルスマン財団は、市の文化政策的責任を遵守して、非利己的な協力を義務付けられており、市立図書館のメディアの選択にかなりの影響も及ぼさない。その後、ギュータースロー市立図書館は、行政的かつ財政的なより大きい裁量範囲を利用する術を学び、組織とサービス業務において、企業経営的思考を十分に考慮しながら、新しい道を切り開いている。

シュリースハイム（バーデン・ヴュルテンベルク州）において、もう一つ公立公共図書館が私立化された。シュリースハイム市と図書館購買センター（EKZ）が1996年に「シュリースハイム市立図書館・有限会社」を設立し、それは1997年1月1日以来、市立図書館の業務を新しい法的形式で継続している。似たような検討が他の都市（例えば、ゴータ、マイン河畔のオッフエンバッハ、ジークブルク）でも開始され、公的課題の民間委託に関する議論が行われている。すでにドルトムントの公共図書館は「地方自治体私企業」に変容した。地方自治体は「市コンツェルン」へと変化しつつあり、国庫式予算計画と従来の事務機構の上意下達の中央統制からの脱却は、新経営モデルないし「ニュー・パブリック・マネージメント」の一環として、至るところで浸透し始めている。予算自主運営、分散的財源管理、管理と厳密な製品分析をともなう企業の予算運営は、公的行政にも、図書館にも、乏しくなっていく限られた財源において、新たな機会を提供している。

(16) 公共図書館の運営を民間に委託することについて

前項で述べたように、地方自治体と民間とが合同で運営する形態は一部では行われている。シュリースハイムの例は、運営の全部を有限会社が行っている点で、民間への全面委託であるとも言えるが、半官半民の要素もある。また、このような例は注目を集め議論にはなっているが、まだ一般的な傾向ではない。

(17) 各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について

公共図書館の予算は各自治体の議会が決定し、経営・運営の監督も議会において行われる。経営権は各図書館にあり、責任者は館長で、館長は公募される。関連雑誌やネット上に公募情報が掲載される。館長の採用を決めるのは、市町村役場の人事課である。館長は議会に報告書を提出し、どのようなことをやっているかを納得させる必要がある。

(18) 館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について

館長の経営手腕ないし図書館経営を評価する統一的なシステムは存在しない。ただし、図書館連盟（Bibliotheksverband）が、図書館長にどのような資質が必要であるか、図書館経営のガイドラインを提示している。そこでは総合的な能力・技術が示されており、特にどれが重要ということはない。

〈資料〉 Bundesvereinigung Deutscher Bibliotheksverbände “Berufsbild 2000 Bibliotheken und Bibliothekare in Wandel”
<<http://www.bideutschland.de/index2.html>> Ziel, Tätigkeiten, Bibliotheksmanagement の項目を参照。

2. 図書館運営に関する年間経費の総額と資金負担の状況

(19) 各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について

公共図書館の年間経常支出は次のとおりである。

公共図書館の年間経常支出（2003 年）（単位：ユーロ）

区分	年間経常支出	1館当り
地域行政府立	684,392,233	118,243
うち市町村立	622,671,290	125,009
カトリック教会立	27,917,611	7,358
プロテスタント教会立	2,674,587	2,995
その他の経営母体	33,899,874	311,008
全体	748,884,305	70,756

注：[DBS2003: 22] IMF の *International Financial Statistics Yearbook 2004* より、2003 年平均で 1 ユーロ=130.85 円。

(20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について

先に述べたように、基本的には、各図書館の設置母体の地方公共団体が全て負担しており、上位の自治体や中央政府からの補助はない。例外的に、プロジェクトに対して州から補助される場合がある。

(21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について

DBS[2003: 22-25]からの算出によれば、人件費+購入費+その他の経常支出+設備投資費（年間総支出＝791,951,177 ユーロ、日本円で 1,036 億 2,681 万円）を 100%とした場合の年間支出の内訳は、人件費 61.8%、購入費 10.5%、設備投資 5.4%、（その他 22.3%）となっている。（日本円換算については 2003 年の為替相場の年平均値、1 ユーロ=130.85 円として算出。）

公共図書館全体の年間支出内訳（2003 年）（単位：ユーロ）

区分	金額	割合	備考
図書館総経費	791,951,177		
経常支出	748,884,305	100.0%	
人件費	489,234,174	65.3%	[DBS2003: 24]
購入費	82,911,017	11.1%	[DBS2003: 23]
その他	176,739,114	23.6%	
設備投資費	43,066,872		[DBS2003: 25]

3. 図書館サービスについて

1. 利用者数と開館時間

(22) 公共図書館の年間利用者総数について

来館者数については、地域行政府立の図書館では 1 館当り 16,273 人であり、市町村立図書館に限れば 1 館当り 17,199 人となっている。貸出者数は、地域行政府立の図書館では 1 館当り 1,236 人であり、うち市町村立図書館は 1 館当り 1,272 人である。いずれにせよ、利用者はそれほど多くない。

来館者数（単位：人）

区分	来館者数	1館当り
地域行政府立	94,186,697	16,273
うち市町村立	85,665,732	17,199
カトリック教会立	3,053,174	805
プロテスタント教会立	238,838	267
その他の経営母体	5,218,637	47,877
全体	102,697,346	9,703

注：[DBS2003: 8]

貸出者数 (単位：人)

区分	貸出者数	1館当り
地域行政府立	7,152,100	1,236
うち市町村立	6,334,591	1,272
カトリック教会立	1,274,293	336
プロテスタント教会立	191,533	214
その他の経営母体	203,542	1,867
全体	8,821,468	833

注：[DBS2003: 7]

(23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合（利用者登録率）について

利用者登録率については、数値データは存在しない。参考として、ドイツ図書館統計（DBS）では、連邦全体でみると、サービス対象人口（75,012,490 人）に対して、来館者数（102,697,346 人）は 136.9%、貸出者数（8,821,468 人）は 11.8%としている。[DBS 2003: 2, 7, 8]

(24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について

利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳については、個々の図書館の中では、利用統計を取るためにアンケートなどを行っていることが多いが、基本的にその結果は内部資料として公開はされないため把握ができない。

(25) 夜間開館および開館時間数について

ドイツの公共図書館は、概して日曜日を休館日としている。また、開館時間は、平均して週 22 時間と短い。[DBS 1999] 年間総開館時間は、2003 年の実績で 4,604,197 時間である。[DBS 2003: 6]

2. 蔵書数および貸出数**(26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について**

各段階の公共図書館の図書・年次製本雑誌の所蔵状況は、次のとおりである。

図書および年次製本雑誌の所蔵状況 (単位：冊)

区分	所蔵数	1館当り
地域行政府立	84,301,717	14,565
うち市町村立	74,211,775	14,899
カトリック教会立	15,320,792	4,038
プロテスタント教会立	2,561,736	2,869
その他の経営母体	2,090,098	19,175
全体	104,274,343	9,852

注：[DBS 2003: 10]

(27) 蔵書の内訳について

蔵書の内訳については、個々の図書館が公表している場合があるが、全体についてのデータは存在しない。なお、旧東ドイツの図書館では一部膨大な蔵書数が報告されているが、これは重複本が多数あるためで、ドイツの東西両地域における公共図書館の直接の比較は不可能であった。ドイツ統合以後、旧東ドイツの公共図書館では、内容的に時代遅れの古蔵書や不必要な重複本の廃棄が行われている。[Busse et al. 1999]

(28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について

毎年の具体的な受け入れ冊数の実態がわかるデータは存在しない。

1973 年に学術協議会（Wissenschaftsrat）が、各公共図書館が毎年どのくらい購入すべきかの指針を提示し

ている。これは、項目（3）に示した機能段階別に提示されているが、機能段階（Leistungen der Stufe）1および2の公共図書館には、住民1人当たり2件のメディアを備えること、新しい雑誌を備えること、資料購入費の20%を図書以外のメディアに充てること、などが示されている。ただし、予算がそれを可能にしているかどうかは現実的には難しい場合も多い。

(29)各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について

公共図書館は、学術図書館とは違って、資料を長期にわたって保存するという機能を持っていないため、定期的に廃棄を行っている。各図書館が個々の廃棄の基準を持っている。州の図書館指導課や図書館購買センター（Einkaufszentrale für Bibliotheken）は一般的な提言を行っている。経験的に見て、蔵書の年間約8%が選別され、廃棄されている。[Busse et al. 1999]

廃棄の実数は公開されないのが通常で、廃棄処分された書籍が図書館古本市で住民に提供される場合にその数が公表されることがある、という程度である。

(30)各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について

データベースパッケージの保有率、平均保有件数に関するデータは現在のところ存在しない。持っている図書館もあるが、持つべきだという一般規定はない。

(31)書籍・雑誌などの媒体別の年間貸出数について

各段階別公共図書館の、図書・年次製本雑誌及び逐次刊行物（未製本単体）の年間貸出数は、次のとおりである。

図書および年次製本雑誌の年間貸出数 （単位：冊）

区分	貸出数	1館当り
地域行政府立	185,458,492	32,042
うち市町村立	169,682,733	34,066
カトリック教会立	22,510,591	5,933
プロテスタント教会立	2,787,503	3,122
その他の経営母体	7,654,040	70,221
全体	218,410,626	20,636

注：[DBS 2003:11]

逐次刊行物（未製本単体）の年間貸出数 （単位：冊）

区分	貸出数	1館当り
地域行政府立	11,639,736	2,011
うち市町村立	10,362,140	2,080
カトリック教会立	922,116	243
プロテスタント教会立	34,603	39
その他の経営母体	533,870	4,898
全体	13,130,325	1,241

注：[DBS 2003:15]

(32)映画フィルム、DVD、CDなどの媒体別の所蔵・貸出状況について

各段階の公共図書館における視聴覚メディアの所蔵状況・貸出状況は、次のとおりである。

視聴覚メディア所蔵状況 (単位：点)

区分	所蔵数	1館当り
地域行政府立	8,581,019	1,483
うち市町村立	7,372,476	1,480
カトリック教会立	1,437,089	379
プロテスタント教会立	117,041	131
その他の経営母体	225,422	2,068
全体	10,360,571	979

注：[DBS 2003: 12]

視聴覚メディア貸出状況 (単位：点)

区分	貸出数	1館当り
地域行政府立	58,721,582	10,145
うち市町村立	53,191,698	10,679
カトリック教会立	4,987,134	1,314
プロテスタント教会立	334,575	375
その他の経営母体	3,025,794	27,760
全体	67,069,085	6,337

注：[DBS 2003: 13]

3. 図書館の各種サービス

(33) 図書館サービスに関する情報提供の方法について

多くの公共図書館がウェブサイトを開設している。インターネット上で情報提供している図書館のリストは、2004 年末時点で、以下の URL からアクセスできる。

http://www.hbz-nrw.de/produkte_dienstl/germlst/index.html

(34) インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について

ヴェルテンブルク州立図書館やバイエルン州立図書館などで見られるように、大規模な図書館ではインターネット上でも在庫確認や予約が可能な状況である。

(参考) ・ヴェルテンブルク州立図書館 <http://www.wlb-stuttgart.de/kataloge/wlbmaske.html>

・バイエルン州立図書館 <http://www.bsb-muenchen.de/>

しかし、ドイツ国内には、規模が小さい図書館も数多くあり、それらの図書館はたとえウェブサイトを開いていたとしても、電話番号や所在地・開館日時が載っている程度であり、蔵書の有無・閲覧貸し出し可能性の有無の確認は、インターネットを通してすることができない。なお、携帯電話を通じての蔵書の有無・閲覧貸し出し可能性の有無は、筆者らの調査では確認できなかった(OPACにアクセスしようとするエラーが出る)。蔵書検索のための携帯専用サイトは現時点では一般的には存在しない。

(35) 地域情報の収集の状況について

地域情報の記事のクリッピングや地域紹介TV番組の録画などは、公共図書館の仕事としては認識されていない。録画データは著作権の問題もあり、それぞれのTV局の資料室にある。ケルン市立図書館などでは、有料で企業等に(地域情報に限らず記事の)クリッピングサービスをしているが、一般の無料サービスとして地域情報をクリッピングして提供することはしていない。(ケルン市立図書館ケルン市立図書館有料情報サービス料金表は、<http://www.stbib-koeln.de/angebote/info.htm>などを参照のこと。)学術図書館に相当する州立図書館が行っている可能性があるが、確認はできていない。

州立図書館は、以前から「地域保存図書館」としての機能によって特徴付けられている。州立図書館は、総

合的収集課題のほかに、その地方の文献的産物と地誌的文献を完璧に収集保存し、書誌的に開示しなければならない。「地誌」とは単に古い、歴史的に固定した意味ではなく、むしろ政治的、法的、経済的内容をもった州にかかわる出版物を含み、多くの州書誌に見られるように、時には、博物学や技術を包括している。この意味の地誌には、州または地域に生まれ、そこで活動している、または活動した政治、経済、芸術、学問、宗教の分野における人々の、または、それらに関する文献が属する。地誌的文献を完全に記録するという意味で、地方新聞や、地方に特別な関連を持つあらゆる種類のポピュラーな本が収集される。そのような文献（料理本、児童書、祈祷書、教科書、旅行案内、地図、市街図、絵本、さらにまたスポーツや芝居のパフレット、漫画、暦）は最新の情報価値を持っており、長期的には大きな歴史的資料価値を有する。多くの州立図書館が、「州書誌」の作成、すなわち、州または地方に関して公刊されたタイトルの定期的な採録を引き受けている。[Busse et al. 1999]

(36) 地域内の大学等の諸機関との連携について

各地域に独自の建物とスタッフを持つ地域図書館（Landesbibliothek）があり、地域の複数の公共図書館の協力を得て、地域の文献・地誌を収集するグループ活動を行っている。地域図書館の地域資料は、19世紀初頭に各地域の教会の修道院図書館が解体された際、その資料を土台にして構築された。

(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について

ライプツィヒにドイツ視覚障害者中央図書館（DZB）（<http://www.dzb.de/>）がある。1991年以来、ザクセン自由州の機関であり、ドレーズデンの学術省に帰属している。東の連邦州では、DZBがこの種の唯一の機関である。旧西側の視覚障害者図書館とDZBとの協力関係は緊密である。視覚障害者に対するサービスは、第一に、主として地方別のサービスエリアを持つ、7つの民法的に組織された図書館で行われる。これらはハンブルクの北ドイツ視覚障害者音声図書館（社団法人）、ベルリンの市民・戦傷失明者音声図書館（社団法人）、ミュンスターの1955年に創立された西ドイツ視覚障害者音声図書館（WHB、社団法人）、ザールブリュッケンのザールラント視覚障害者音声図書館（社団法人）、シュトゥットガルトの南ドイツ視覚障害者音声点字図書館（社団法人）、ミュンヘンのバイエルン視覚障害者音声図書館（社団法人）、およびマールブルクのドイツ視覚障害者学校（社団法人）におけるドイツ視覚障害者音声図書館である。全ドイツのための中央音声図書館は存在しない。これらの図書館は、旧西側の連邦州においては一貫して民法的に組織されている（音声図書館はたいてい戦傷失明者及び市民視覚障害者の協会や連盟を設置者としている）が、州もまた助成している。サービスは、ボンのボロメウス協会のドイツ・カトリック視覚障害者図書館（有限会社）、マールブルクのドイツ・プロテスタント視覚・視力障害者サービス（社団法人）、ダルムシュタットの視覚障害者音声図書館「希望の声」のような教会の諸機関によって、その他、ダッハウ、エッセン、ケルン、ヴェスターラントの公立図書館にあるような視覚障害者担当部局によって、効果的に補充されている。ドイツ視覚障害者図書館の利用は、もはや地域的・局所的な重点主義によって制限されていない。すべての視覚または視力障害者は、自分で選んだ音声図書館の会員となり得る。[Busse et al. 1999]

大規模な公共図書館（ケルン中央図書館など）は障害者サービスのための担当部署を持つが、そのような図書館はドイツ全体で12館程度である。

1998年、ライプツィヒのドイツ視覚障害者中央図書館は点字による約40,500冊（タイトル数は13,700）の蔵書と138,000巻のカセットテープ（タイトル数は6,300）を所有していた。年間利用としては約45,000のメディア貸出件数があった。ドイツ視覚障害者音声図書館は、今日約15万冊の音声図書の蔵書を有しており、これは4万人を超える聞き手により借り出されている。年間約1,000件の新しいタイトルが加わる。[Busse et al. 1999]

(38) 在留外国人の母語に対応した図書の配備状況について

ドイツの公共図書館は、1970年代から多文化サービスをはじめている。そのサービスの対象者は、1970年代当時増えつつあった外国人労働者であった[安部 1999]。しかし現在では、外国人労働者の2世や3世、東欧などからの難民、ドイツへの転勤者や留学生など、外国人の立場が多様になり、それに伴い、ニーズも多様

化している。

ドイツは、国内経済の不景気のためもあり、外国人に対する敵対意識が強まっている。だが、図書館では、シュトゥットガルト市立図書館やニュルンベルク市立図書館など、外国人サービスに積極的に取り組んでいるところもある。

(39)子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について

ドイツの公共図書館を方向付けている『93年図書館』では、図書館の蔵書が、寄せ集めたメディアの単なる集合ではなく、メディア単位を意味深く組み合わせ、相互に関連づけながら専門的に構想された選択で、それが目標集団の需要に対応していることがはっきりと認識されている。そこでは、図書館の課題に対応して必要なメディア製品の具体例が挙げられている。たとえば、「読書推進」という課題に対応する重要なメディア製品の例として「児童・青少年図書」が挙げられている。[Busse et al. 1999]

児童に限らないが、ドイツの文化政策の一環として読書振興を行うことを目的に、1987年に設立された非営利の政府機関として「読書財団 (Stiftung Lesen)」がある。イギリスのナショナル・ブックリーグなどを模して設立されたドイツ読書組合を母体に、他の同種の活動を行ってきた団体や機関を統合して設立された。テーマ別の推薦図書目録の作成をはじめとして、「読書のすすめ」キャンペーン等の活動を行っている。

[<http://www.ndl.go.jp/library/current/no204/doc0005.htm> カレントアウェアネス No.204、1996年08月20日]

なお、国レベルでの法律等は見当たらない。

ドイツの公共図書館では6歳以下の児童のための絵本が正当な位置を占め、入学前の児童の読書奨励が課題の一つとなっている。図書館でのお話会や読み聞かせは、今日、児童に対する図書館サービスの一環として通常の自明の活動に属する。[Busse et al. 1999]

ドイツの公共図書館においては、こどもを読書へ向かわせる施策が取られる一方、CD-ROMなどのマルチメディア資料を積極的に備え付けるなど、さまざまな方法を通じて、こどもが本に親しむ機会を設けている。たとえば、ミュンヘン国際児童図書館 (Internationale Jugendbibliothek München) は、学校プログラムというワークショップを開いている。学校プログラムは、本＝読書を超え、総合的にこどもたちの感性を高める芸術活動であり、こどもに絵本を読み聞かせて絵本のストーリーを作ってもらうことなど、本へのかかわりの場を提供している。また、ニュルンベルク市立図書館は、市内基本学校4校に直営の学校図書館を作っているほか、トランク図書館 (Bibliothek im Koffer) というユニークな試みをしている。トランク図書館は読書離れへの対策として市立図書館が行っているもので、テーマに沿った資料 (本、CD、ビデオ、地図、観察道具等) を大型のトランクに詰め込みトランクごと学校に貸し出すサービスである。たとえば自然観察がテーマのときは、トランクの中には本やビデオ以外に、虫眼鏡も入っている。このように、ドイツの公共図書館では、国全体というよりは各図書館の判断によって、いろいろな子ども向けサービスが展開されている。[子財 2003]

(40)その他各種事業 (映画会など) の実施状況について

行事・展示・ガイダンスは、全国で年間200,273件 (1館当り18.9件) 行われている。地域行政府の図書館では150,817件 (1館当り26.1件)、このうち市町村立図書館では133,224件 (1館当り26.7件) である。教会図書館を除くその他の経営母体の図書館では5,656件 (1館当り51.9件) となっている。[DBS 2003: 9]

4. 図書館職員の状況

1. 職員数、資格制度、研修等

(41)公共図書館の職員数 (専任・兼任・非常勤の別など) について

ドイツ図書館統計では、半日勤務の正職員など、パートタイマー正職員の勤務時間をフルタイムに換算しているため、職員数の値が小数になる。実際の職員の頭数はこれよりも多い。

任用職員の状況

(単位：人)

区分	任用職員実数		うち図書館専門教育を受けた職員の数	
		1館当り		1館当り
地域行政府立	10,372.07	1.79	7,379.83	1.28
うち市町村立	9,292.36	1.87	6,557.70	1.32
カトリック教会立	223.56	0.06	94.95	0.03
プロテスタント教会立	22.27	0.02	17.19	0.02
その他の経営母体	462.97	4.25	407.47	3.74
全体	11,080.87	1.05	7,899.44	0.75

注：[DBS 2003: 28—29]

(42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について

公共図書館で働く専門職員は、「高等職 (Höherer Bibliotheksdienst)」、「上級職 (Gehobener Dienst)」、「中級職 (Mittlerer Dienst)」の3段階の図書館資格によって分けられており、雇用や賃金の面で、州就業規則や連邦職業規則の中で定められている公務員の職位と関係している。

1996年のDBS補足調査によれば、段階別の専門職員比率は、高等職が2.2%、上級職が33.3%、中級職が50.0%である。

高等職資格取得は、マギスター (修士修了資格) に相当し、学部を卒業した後、図書館専門大学の2年間の図書館学教育課程を卒業する必要がある。高等職の職員は、図書選択、分類、高度レファレンスといった職務を担当し、大都市の公共図書館や大規模な学術図書館の館長、部局長、主題専門家に雇用される。逆にいえば、大規模な図書館の館長などに職位を得るには高等職の資格取得が必要だということである。[三浦 2001]

上級職には「有資格学術図書館員」と「有資格公共図書館員」の二つがあり、ディプロム (大学卒業資格) に相当する。いずれも資格取得のためには大学入学資格試験 (アビトゥーア) 合格者が総合大学または専門大学において3年間または7学期の課程を受講する必要がある。上級職の職員は図書の整理業務や一般的レファレンス、児童サービスなどを担当する。以下の1総合大学と9専門大学において、上級職司書養成の講座が開かれている。[三浦 2003]

- ・ベルリン フンボルト総合大学 哲学部図書館学科
[<http://www.ib.hu-berlin.de/>]
- ・ケルン専門大学 情報・コミュニケーション学科
[<http://www.f03.fh-koeln.de/>]
- ・シュトゥットガルト・メディア専門大学 情報コミュニケーション学科
[<http://www.hdm-stuttgart.de/>]
- ・ダルムシュタット専門大学 情報および知識マネジメント学科
[<http://www.iud.fh-darmstadt.de/>]
- ・ハノーファー専門大学 情報・コミュニケーションシステム学科
[<http://www.ik.fh-hannover.de/>]
- ・ハンブルク応用科学専門大学 図書館情報学科
[<http://www.haw-hamburg.de/>]
- ・ポツダム専門大学 情報ドキュメンテーション学科
[<http://www.iid.fh-potsdam.de/>]
- ・ボン公共図書館制度専門大学
[<http://www.fhoebb.de/>]
- ・ミュンヘン バイエルン行政専門大学 資料館・図書館学科
[<http://www.baybfh.bayern.de/>]
- ・ライプツィヒ技術・経済・文化専門大学 書籍・博物館学科
[<http://www.htwk-leipzig.de/>]

中級職の資格は、図書館アシスタントと呼ばれ、日本でいえば司書補に近い。10年間図書館の現場で働くことが必要である。また、大学教育を受ける必要はないが、職業学校で専門職図書館員による図書館理論の授業を受けなければならない。

ドイツでは図書館員、情報専門家、ドキュメンタリストはそれぞれ別個に教育されており、職業上の制約や国内志向性が強く、EUの要望に応えるような高い資格や能力のある情報労働者を生み出していないと指摘されている。[トゥン 1999: 28-29]

司書職とは別に養成される情報専門職として、1998年に「メディアおよび情報サービス職員(Fachangestellten für Medien und Informationsdienste: FaMI)」が新設された。教育期間は3年で、最初の2年間は共通の理論教育が行われ、3年目に専門領域の教育や実習を行う。専門学校、カールスルーエ情報センター[<http://www.fiz-karlsruhe.de>]、ドイツ医学ドキュメンテーション研究所[<http://www.dimdi.de>]などの教育機関で養成が行われている。[三浦 2003]

高等職は、所定の課程を修めた後に、最終的に国家試験によって認定される。上級職は、専門大学では所定の課程を修めることによって与えられるが、フンボルト総合大学では制度上の問題から大学が免状を発行することができず、所定の課程を修めた後、国家試験を受けて国の免許状を受けている。[Busse et al. 1999]

ドイツの大学は2010年までに従来のディプロム(大学卒業資格)とマギスター(修士修了資格)に代えて、新たにバッチェラーとマスターの資格を導入する。図書館情報学分野にも導入され、単独で職業選択の際に有効で国際的にも承認される大学修了資格となる。従来の図書館司書資格は改変され存続しなくなる。シュトゥットガルト・メディア専門大学では、バッチェラー・オブ・アーツ、マスター・オブ・アーツの修了資格が与えられる。旧資格は新資格に読み替えられる。[クラウス＝ライヒェルト 2004]

(43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて

全国の公共図書館における職員研修状況の統計などは存在しない。

2. ボランティアの登録・活動の状況

(44) 公共図書館で活動しているボランティアについて

ドイツでは一般的にボランティアは図書館の領域ではほとんど存在しない。子ども向けの朗読会など、読書支援の個々のプロジェクトや古本市などを、図書館利用者グループの人たち(Freundschaften)や外部の人たちと協力してやる場合に無料でしてもらうことはあるが、システムとしてのボランティアは存在しない。土・日のスタッフとしてボランティアに来てもらうことはない。

ボランティアのシステムが一般に存在しないため、規制やガイドラインも存在しない。有料でアルバイトを雇う場合には、どういう職種を誰がやるかに関するガイドライン(たとえば、夜間開館の際に情報サービスはできない、など)があるが、各館のガイドラインであり、一般的ではない。アルバイトが専門職の領域を侵すのではという危機感はドイツにもあり、有資格者が脅威に感じて議論となっている。

5. 図書館の設備、情報化等の整備状況

1. 各種施設・設備の設置状況

(45) 各種の施設・設備(閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など)の状況について

各州に「公共図書館はどういう施設を持つべきか」「子どもの閲覧室はどうあるべきか」などの指針、推薦を出す専門部署があり、それに従って公共図書館が作られている。新築される場合には、外観など細かい指針がある。ウルム市立図書館の場合は、図書館の職員、ウルム市、デザイナー(建築家)、図書館専門家たちが協議して作られた。各種施設・設備の設置状況に関する具体的な数値データは各図書館のものに限られる。

(46)スロープ、トイレなど、車椅子利用者用の設備の整備状況について

車椅子利用者に関しては、図書館全体の具体的な数値データは存在しないが、ドイツでは一般に、車椅子利用者に対して特に注意が払われていて、連邦レベルでの法律（対障害者平等法 *Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen und zur Änderung anderer Gesetze*）があり、かなり厳密に適用されている。同様の州レベルでの細目にあたる法律がある。人事のときに障害者と健常者とが同じ選考基準に乗った場合、障害者を優先するという法律が全ての州にある。

2. コンピュータの設置・活用状況およびインターネットの活用**(47)コンピュータの設置状況（職員用・利用客用）について**

ドイツの公共図書館におけるコンピュータの導入状況は、全体の 30%程度と低い。[三浦 2001]

(48)インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について

詳細なデータがなく、実態は不明である。

(49)利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について

この 30 年間で建てられた図書館の建物では、古い大図書館のような壁面書架と長い机の列が続く大きな閲覧室の代わりに、一人用または二人用の作業机を配置する形式の閲覧室が増えている。なかでもパソコンが装備された、または利用者が携帯したノートパソコンのための電源が用意された「一人用の作業机」は、急速に増加している。[Busse et al. 1999]

(50)Web-OPAC やデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について

比較的大規模な図書館では、Web-OPAC が設けられている。また、いくつかの図書館が共同して OPAC を設けているオンライン総合目録もある。たとえば、e-Bibliothek は、14 の図書館の合同 OPAC であり、これらの図書館を横断して蔵書検索ができる。また、リンク集も同様に、大規模な図書館のウェブには設けられている。特に、ほかの図書館へのリンクが目立つ。

・ e-Bibliothek

<http://212.184.18.173/WebOPAC/startjsessionid=N2N4VOBQZTXGKCZX3HFTQGGQ?homegkz=140>

オンライン・レファレンスとしては明記されていない場合が多いが、図書館のウェブサイトからメールを利用して、資料の所在等、種々の問い合わせが可能である。

ドイツ連邦共和国全体の統計1-17

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ドイツ連邦共和国	人口 ¹ 2003/12/31	図書館のある 地域の人口 ¹ 2003/12/31	図書館数	コレクション総数 2003/12/31	貸出総数 2003年	開館時間 2003年	貸出者数 (積極的 利用者)	来館者数	行事・ 展示・ ガイダンス
1) Copyright: Statistisches Bundesamt Wiesbaden: Einwohnerzahlen Stand 31.12.2003 – Auszug aus dem Gemeindeverzeichnis. Alle Rechte vorbehalten.									
地域行政府全体		60,428,137	5,788	99,522,744	285,815,611	3,468,351	7,152,100	94,186,697	150,817
都市部内訳 111		22,192,261	781	34,567,402	110,243,624	789,293	2,236,068	42,544,773	44,074
農村部内訳 317		38,235,876	5,000	64,952,707	175,561,101	2,676,139	4,914,518	51,636,577	106,700
州より下位の地域行政府(市町村)		56,098,057	4,981	87,125,465	259,168,375	2,981,744	6,334,591	85,665,732	133,224
都市部内訳 103		20,732,830	710	31,877,755	104,090,039	717,208	2,077,490	39,523,448	40,121
農村部内訳 314		35,365,227	4,264	55,245,075	155,067,450	2,261,617	4,255,587	46,136,937	93,060
カトリック教会全体		42,834,895	3,794	17,057,100	28,996,839	813,416	1,274,293	3,053,174	37,147
都市部内訳 80		19,949,483	716	3,308,372	5,588,101	183,117	210,663	511,681	7,357
農村部内訳 209		22,885,412	3,078	13,748,728	23,408,738	630,299	1,063,630	2,541,493	29,790
プロテスタント教会全体		29,493,772	893	2,720,624	3,254,106	216,969	191,533	238,838	6,653
都市部内訳 66		19,177,276	224	778,394	917,599	62,281	47,127	53,868	1,814
農村部内訳 160		10,316,496	669	1,942,230	2,336,507	154,688	144,406	184,970	4,839
その他の経営母体		7,600,820	109	2,518,429	12,378,752	105,461	203,542	5,218,637	5,656
都市部内訳 15		6,330,141	64	1,903,010	10,709,471	74,483	154,188	4,586,859	4,724
農村部内訳 38		1,270,679	45	615,419	1,669,281	30,978	49,354	631,778	932
ドイツ連邦共和国全体	89,317,539	75,012,490	10,584	121,818,897	330,445,308	4,604,197	8,821,468	102,697,346	200,273
都市部内訳 116	32,935,151	27,613,500	1,785	40,557,178	127,458,795	1,109,174	2,648,046	47,697,181	57,969
農村部内訳 323	56,382,388	47,398,990	8,792	81,259,084	202,975,627	3,492,104	6,171,908	54,994,818	142,261

	10	11	12	13	14	15	16	17
ドイツ連邦共和国	図書および年次製本雑誌		視聴覚メディア		逐次刊行物 予約購読	逐次刊行物 (未製本単 体) 貸出数	交換	
	所蔵	貸出	所蔵	貸出			受入	提供
	メディア全体				総数		メディア全体	
地域行政府全体	84,301,717	185,458,492	8,581,019	58,721,582	109,464	11,639,736	791,391	1,191,438
都市部内訳 111	29,364,462	71,805,982	2,850,785	25,120,646	45,092	4,155,588	5,647	158,614
農村部内訳 317	54,934,671	113,644,442	5,730,186	33,599,069	64,370	7,483,783	782,700	1,032,824
州より下位の地域行政府(市町村)	74,211,775	169,682,733	7,372,476	53,191,698	99,075	10,362,140	623,551	500,245
都市部内訳 103	27,016,687	68,147,237	2,571,257	23,319,778	41,539	3,703,623	2,160	131,266
農村部内訳 314	47,192,504	101,527,428	4,801,171	29,870,053	57,534	6,658,152	618,347	368,979
カトリック教会全体	15,320,792	22,510,591	1,437,089	4,987,134	18,171	922,116	198,586	230,299
都市部内訳 80	2,894,055	4,166,379	321,448	1,118,781	2,456	178,061	30,745	190,502
農村部内訳 209	12,426,737	18,344,212	1,115,641	3,868,353	15,715	744,055	167,841	39,797
プロテスタント教会全体	2,561,736	2,787,503	117,041	334,575	1,011	34,603	38,714	45,947
都市部内訳 66	738,356	792,875	34,439	101,025	254	5,773	6,577	31,871
農村部内訳 160	1,823,380	1,994,628	82,602	233,550	757	28,830	32,137	14,076
その他の経営母体	2,090,098	7,654,040	225,422	3,025,794	3,400	533,870	5,956	13,373
都市部内訳 15	1,587,646	6,617,204	179,290	2,768,835	3,017	478,709	0	0
農村部内訳 38	502,452	1,036,836	46,132	256,959	383	55,161	5,956	13,373
ドイツ連邦共和国全体	104,274,343	218,410,626	10,360,571	67,069,085	132,046	13,130,325	1,034,647	1,481,057
都市部内訳 116	34,584,519	83,382,440	3,385,962	29,109,287	50,819	4,818,131	42,969	380,987
農村部内訳 323	69,687,240	135,020,118	6,974,561	37,957,931	81,225	8,311,829	988,634	1,100,070

ドイツ連邦共和国全体の統計18-33

	18	19	20	21	22	23	24	25
ドイツ連邦共和国	相互貸借				経常支出	支出内訳:		設備投資
	依頼受付/依頼発送		相互貸借実績			購入	人件費	
	他館からの 貸出依頼受 付数	他館への 貸出依頼 発送数	貸出冊数	借受冊数				
	総数				単位: ユーロ			
地域行政府全体	79,801	174,671	53,644	155,883	684,392,233	68,838,805	456,543,519	38,923,514
都市部内訳 111	49,772	66,779	28,461	58,973	316,006,114	26,493,182	208,324,762	11,427,803
農村部内訳 317	30,029	107,892	25,183	96,910	368,382,603	42,345,047	248,216,957	27,495,711
州より下位の地域行政府(市町村)	71,135	162,600	48,736	144,402	622,671,290	62,653,155	411,171,782	36,217,486
都市部内訳 103	48,560	60,217	27,926	53,268	298,895,516	25,095,358	194,767,031	11,380,248
農村部内訳 314	22,575	102,383	20,810	91,134	323,772,258	37,557,221	216,402,951	24,837,238
カトリック教会全体	227	9,334	227	8,005	27,917,611	10,073,564	9,486,361	3,197,151
都市部内訳 80	205	8,703	205	7,579	6,069,610	1,887,012	2,270,629	510,512
農村部内訳 209	22	631	22	426	21,848,001	8,186,552	7,215,732	2,686,639
プロテスタント教会全体					2,674,587	1,118,593	1,029,393	132,661
都市部内訳 66					742,529	237,628	372,845	19,836
農村部内訳 160					1,932,058	880,965	656,548	112,825
その他の経営母体	255	670	50	606	33,899,874	2,880,055	22,174,901	813,546
都市部内訳 15	237		34		30,628,673	2,449,384	20,053,894	768,638
農村部内訳 38	18	670	16	606	3,271,201	430,671	2,121,007	44,908
ドイツ連邦共和国全体	80,283	184,675	53,921	164,494	748,884,305	82,911,017	489,234,174	
都市部内訳 116	50,214	75,482	28,700	66,552	353,446,926	31,067,206	231,022,130	12,726,789
農村部内訳 323	30,069	109,193	25,221	97,942	395,433,863	51,843,235	258,210,244	30,340,083

	26	27	28	29	30	31	32	33
ドイツ連邦共和国	職員定員 (定数)	内訳	任用職員 実数 総数	内訳	定員外職員の任用可能数			
		図書館 職員		図書館 専門教育 を受けた 職員	人員 全体	内訳		
						ABM人員 (失業者の 一時雇用)	兼任職員	名誉職
	ドイツ連邦共和国	全体						
	総数							
地域行政府全体	11,074.41	10,805.54	10,372.07	7,379.83	8,105	678	2,207	4,647
都市部内訳 111	5,015.30	4,954.29	4,828.56	3,563.14	1,079	182	133	596
農村部内訳 317	6,059.11	5,851.25	5,543.51	3,816.69	7,019	492	2,073	4,049
州より下位の地域行政府(市町村)	9,873.23	9,635.32	9,292.36	6,557.70	7,335	582	2,008	4,087
都市部内訳 103	4,660.65	4,606.39	4,487.56	3,264.60	1,000	161	121	540
農村部内訳 314	5,212.58	5,028.93	4,804.80	3,293.10	6,328	417	1,886	3,545
カトリック教会全体	142.99	131.47	223.56	94.95	33,120	16	460	32,680
都市部内訳 80	23.42	19.67	67.42	18.54	6,384	10	45	6,312
農村部内訳 209	119.57	111.8	156.14	76.41	26,736	6	415	26,368
プロテスタント教会全体	25.38	23.79	22.27	17.19	4,951	2	144	4,866
都市部内訳 66	10.03	9.93	8.72	8.13	1,324	1	46	1,327
農村部内訳 160	15.35	13.86	13.55	9.06	3,627	1	98	3,539
その他の経営母体	482.22	478	462.97	407.47	263	4	34	262
都市部内訳 15	428.1	425.9	418.6	374.55	96	0	10	118
農村部内訳 38	54.12	52.1	44.37	32.92	167	4	24	144
ドイツ連邦共和国全体	11,725.00	11,438.80	11,080.87	7,899.44	46,439	700	2,845	42,455
都市部内訳 116	5,476.85	5,409.79	5,323.30	3,964.36	8,883	193	234	8,353
農村部内訳 323	6,248.15	6,029.01	5,757.57	3,935.08	37,549	503	2,610	34,100

ドイツ連邦共和国全体の統計34-43

0	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
ドイツ連邦共和国	住民一人当たりの蔵書(メディア)数		住民一人当たりの貸出数		貸出者(積極的利用者)一人当たりの貸出数	蔵書回転率	住民一人当たりの経常支出		内訳	
	全国	図書館のある地域	全国	図書館のある地域			全国	図書館のある地域	全国	図書館のある地域
メディア全体						ユーロ				
地域行政府全体	1.11	1.65	3.2	4.73	39.96	2.87	7.66	11.33	0.77	1.14
都市部内訳 111	1.05	1.56	3.35	4.97	49.3	3.19	9.59	14.24	0.8	1.19
農村部内訳 317	1.15	1.7	3.11	4.59	35.72	2.7	6.53	9.63	0.75	1.11
州より下位の地域行政府(市町村)	0.98	1.55	2.9	4.62	40.91	2.97	6.97	11.1	0.7	1.12
都市部内訳 103	0.97	1.54	3.16	5.02	50.1	3.27	9.08	14.42	0.76	1.21
農村部内訳 314	0.98	1.56	2.75	4.38	36.44	2.81	5.74	9.16	0.67	1.06
カトリック教会全体	0.19	0.4	0.32	0.68	22.76	1.7	0.31	0.65	0.11	0.24
都市部内訳 80	0.1	0.17	0.17	0.28	26.53	1.69	0.18	0.3	0.06	0.09
農村部内訳 209	0.24	0.6	0.42	1.02	22.01	1.7	0.39	0.95	0.15	0.36
プロテスタント教会全体	0.03	0.09	0.04	0.11	16.99	1.2	0.03	0.09	0.01	0.04
都市部内訳 66	0.02	0.04	0.03	0.05	19.47	1.18	0.02	0.04	0.01	0.01
農村部内訳 160	0.03	0.19	0.04	0.23	16.18	1.2	0.03	0.19	0.02	0.09
その他の経営母体	0.03	0.33	0.14	1.63	60.82	4.92	0.38	4.46	0.03	0.38
都市部内訳 15	0.06	0.3	0.33	1.69	69.46	5.63	0.93	4.84	0.07	0.39
農村部内訳 38	0.01	0.48	0.03	1.31	33.82	2.71	0.06	2.57	0.01	0.34
ドイツ連邦共和国全体	1.36	1.62	3.7	4.41	37.46	2.71	8.38	9.98	0.93	1.11
都市部内訳 116	1.23	1.47	3.87	4.62	48.13	3.14	10.73	12.8	0.94	1.13
農村部内訳 323	1.44	1.71	3.6	4.28	32.89	2.5	7.01	8.34	0.92	1.09

＜参考文献・ウェブサイト＞

- ・ Busse, Gisela von, “Das Bibliothekswesen der Bundesrepublik Deutschland: ein Handbuch. 3., völlig neu bearb. Aufl”, Wiesbaden, Harrassowitz, 1999
- ・ DBS (Deutsche Bibliotheks Statistik) (ドイツ図書館統計), (online), available from
<<http://www.bibliotheksstatistik.de/node16.html>>
- ・ IFLA (International Federation of Library Association and Institutions), “Country Report: Germany 2002”, (online), available from <<http://www.ifla.org/VII/s8/annual/cr02-de.hem>>
- ・ Seefeldt, Jürgen, “Syré, Ludger, Portale zu Vergangenheit und Zukunft – Bibliotheken in Deutschland”, Georg Olms Verlag, 2002
- ・ LibEcon (International Library Economics Research Study), “International Library Statistics – Trends and Commentary (世界の図書館統計)”, (online), available from
<<http://www.libecon.org/pdf/InternationalLibraryStatistic.pdf>>
- ・ 安部さち子, 「多文化社会の図書館サービス」, 『カレントアウェアネス』, No.243, 東京, 日本図書館協会, 1999
- ・ 河井弘志, 「ドイツの図書館」, 『図書館雑誌』, 2001 年 12 月号 (Vol.95, No.12), 東京, 日本図書館協会, 2001, pp. 937-939
- ・ クラウス＝ライヒェルト, ウテ, 吉次基宣訳, 「ドイツの司書教育の現在: 2010 年へ向けた日程表ー司書および情報専門家養成課程のバッチェラーとマスターという修了資格を巡って」, 『図書館雑誌』, 2004 年 8 月号 (Vol.98, No.8), 東京, 日本図書館協会, 2004, pp. 540-541
- ・ 子財直子, 「ドイツの子どもたちへの図書館サービス」, 『図書館雑誌』, 2003 年 5 月号 (vol.97, no.5), 東京, 日本図書館協会, 2003, pp. 306-309
- ・ 竹下譲, 『新版 世界の地方自治制度』, 東京, イマジン出版, 2002, pp. 135-161
- ・ タウアー, ヴォルフガング; フォドゼク, ペーター, 河井弘志訳, 『ドイツの公共図書館運動: 興隆・挫折・再起の歴史』, 東京, 日本図書館協会, 1992, [原著第 2 版 (Thauer, Wolfgang, Vodosek, Peter, “Geschichte der öffentlichen Bucherei in Deutschland”, 1989) の翻訳]
- ・ トウン, ハンス＝ペーター, 三浦太郎訳, 『ドイツ連邦共和国における図書館制度の概要』, 東京, 学術情報センター, 1999, [原著英語版 (Thun, Hans-Peter, “An Introduction to Librarianship in the Federal Republic of Germany”, Berlin, 1996) の邦訳. 原著は Thun, Hans-Peter, “Eine Einführung in das Bibliothekswesen der Bundesrepublik Deutschland”, Deutsches Bibliotheksinstitut, Berlin, 1995, 1998, (online), available from
<http://deposit.ddb.de/ep/netpub/89/96/96/967969689/_data_stat/www.dbi-berlin.de/dbi_pub/einzelpu/thun_ein/thu_01.htm>,(accessed 2004/12/20)]
- ・ 図書館情報学ハンドブック編集委員会, 『図書館情報学ハンドブック 第 2 版』, 東京, 丸善, 1999
- ・ マーンケ, クリステル, 石井奈穂子訳, 『ドイツにおける図書館の情報サービスとインターネット』, 1999 (オンライン), 入手先 <<http://www.nii.ac.jp/publications/kaken/HTML1999/99Mahnk01-J.html>>, (参照 2004/12/20)
[原著は“Libraries' Information Services and the Internet in Germany”. 1999, (online), available from
<<http://www.nii.ac.jp/publications/kaken/HTML1999/99Mahnk01-J.html>>,(accessed 2004/12/20)]
- ・ 三浦太郎, 「図書館員教育の国際動向」, 『カレントアウェアネス』, No.277, 東京, 日本図書館協会, 2003
- ・ 三浦太郎, 「ドイツの公共図書館」, 『図書館雑誌』, 2001 年 5 月号 (Vol.95, No.5), 東京, 日本図書館協会, 2001, pp. 336-338
- ・ 三浦太郎, 「ドイツ図書館研究所 (DBI) の閉鎖とその後」, 『カレントアウェアネス』, No.251, 東京, 日本図書館協会, 2000, pp. 7-8
- ・ 文部省, 『諸外国の教育行財政制度』, 東京, 大蔵省印刷局, 2000
- ・ 横室奈緒美, 「情報資料と費用負担: ドイツ公共図書館の場合」, 『情報社会試論』, 7 号, つくば,

図書館情報大学教育学社会学研究室, 2001, (オンライン), 入手先

<<http://www.sis.otsuma.ac.jp/~sekiguchi/johoshak/vol7/yokomori.html>>, (参照 2004/12/20)

本調査にあたり、東京ドイツ文化センター図書館のイエンス・ボイエー氏、吉次基宣氏、河井弘志先生（元立教大学）、マルクス・アーペル氏（シュトゥットガルト・メディア専門大学）に多大な助言と協力を頂きました。記して感謝申し上げます。

(竹之内 禎、河島 茂生)